

消費税増税に伴う、技能教習料金等に関する課税について

(令和元年10月1日以降に技能教習等を行う場合の措置)

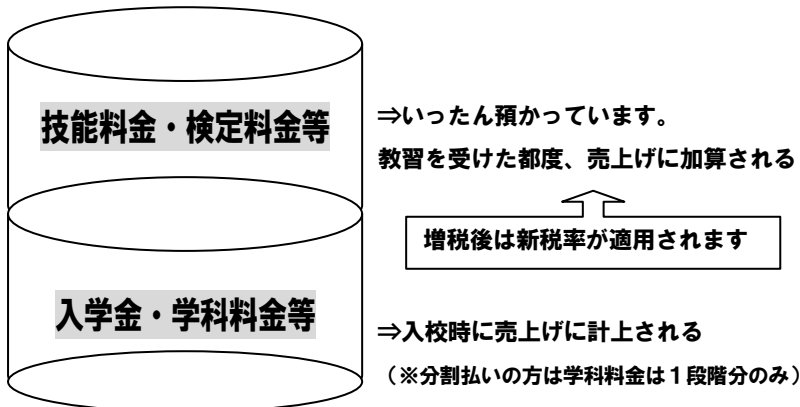
この度、現行消費税8%から令和元年10月1日以降10%に改正されました。

つきましては、当校における消費税の取扱いにつきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

1. 令和元年10月1日以降の教習料金等に係る消費税率は10%となります。
2. 令和元年9月30日までに入校されたお客様で、令和元年10月1日以降に教習がまたがる場合は、令和元年10月1日以降に係る部分の教習について、新税率(10%)の差額をお支払い頂くこととなります。
3. 現在ご入校いただいているお客様につきましても、教習が10月以降にまたがった場合は、新税率(10%)との差額(2%)をお支払い頂くこととなります。
4. 増税分のディスカウントは税法上出来かねます。
5. 増税による差額は卒業時にご請求させていただきます。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

《教習料金の内訳と売上方法》



消費税は、商品(教習)が提供されたときに発生致します。皆様が入校時にお支払いいただいた金額は、入校時に必要な経費(入学金・学科料金等)が売上げに計上されることとなります。また残りの金額(技能料金・検定料金等)は、これから実際に教習が受けられるまで、預かっているということになります。その金額は、技能教習を実施する時や検定を受検される時に、売上げに計上される仕組みとなっております。よって、10月1日以降の技能料金や検定料金等には、増税分の2%が加算されてきます。

上記の内容を理解し了承いたします。

令和元年 月 日

教習生番号 _____

住 所 _____

入校者氏名 _____ (印)

(未成年者の場合)

親権者氏名 _____ (印)

説明担当者



宜野湾自動車学校